

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和4年12月1日

木曜日

号外

## 目次

<b>公安委員会告示</b>	
○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正	1
<b>公 告</b>	
○令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者	2
○保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度	3

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県公安委員会告示第116号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和4年12月1日から施行する。

令和4年12月1日

富山県公安委員会

委員長 林 和 夫

### 別表第1 通行禁止

入善町の項第5号を次のように改める。

5		削除			
---	--	----	--	--	--

### 別表第5 最高速度

黒部市の項第110号の次に次の1号を加える。

111	市道	黒部市前沢 1874先 同 新牧野 168先交差点 同 新牧野 184先交差点 同 前沢1931-3先 を結ぶ道路、黒瀬川で囲まれた区域内 の道路及び	3,460m	終日	30
-----	----	--	--------	----	----



3B-10253N	3B-10457P	3B-10964K	3B-20478L	3B-20877L
3B-10310P	3B-10561N	3B-20001K	3B-20498K	3B-20882Y
3B-10314L	3B-10566L	3B-20002L	3B-20501N	3B-21004M
3B-10324P	3B-10656K	3B-20095N	3B-20649P	3B-21008Y
3B-10346R	3B-10667P	3B-20110P	3B-20653L	

木造建築士試験

合格者なし

### 保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第 276号）第4条の2第3項の規定により、令和4年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和4年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.82
黒 部 川	水源かん養保安林	291.00
	土砂流出防備保安林	1,111.34
片 貝 川	水源かん養保安林	264.42
	土砂流出防備保安林	428.06
早 月 川	水源かん養保安林	220.04
	土砂流出防備保安林	231.64
常 願 寺 川	水源かん養保安林	387.53
	土砂流出防備保安林	553.80

神 通 川	水源かん養保安林	634	14
	土砂流出防備保安林	492	20
	干害防備保安林	5	92
庄 川	水源かん養保安林	287	30
	土砂流出防備保安林	1,026	10
城 端 地 区	水源かん養保安林	145	37
	土砂流出防備保安林	51	36
小 矢 部	水源かん養保安林	367	10
	土砂流出防備保安林	48	74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	15	46
	土砂流出防備保安林	3	62
計	水源かん養保安林	2,787	32
	土砂流出防備保安林	4,214	68
	干害防備保安林	5	92
合 計		7,007	92